

広島県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十八年二月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中領家庄原線	庄原市永末町字枳八六二番地先から 庄原市永末町字枳八六二番地先まで	平成二八年二月四日
	庄原市永末町字枳八六四番三地先から 庄原市永末町字宮ノ谷九一三番一地先まで	
	庄原市永末町字宮ノ谷九一四番地先から 庄原市永末町字宮ノ谷三七五番一地先まで	
	庄原市永末町字宗造ケ段七七番二地先から 庄原市永末町字新ナシ八五番四地先まで	
庄原市永末町字新ナシ八九番八地先から 庄原市永末町字新ナシ九五番一地先まで		